

## 『介護職員等特定処遇改善(R4年度)』に対する取り組みについて

令和4(2022)年度、介護老人保健施設虹ヶ丘では、「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を算定し、次の通り、職員の処遇改善に努めていく予定です。

### ● 賃金改善の予定

#### ① 勤続10年以上の介護福祉士(経験・技能のある介護職員)

= 職責・勤務状況等に応じて

“月額37,000円～17,000円”を、毎月の給与時に支給。

#### ② その他の介護職員(①に該当しない介護職員)

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額16,000円～1,600円”を、毎月の給与時に支給。

#### ③ 介護職員以外の職員

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額20,000円～0円”を、毎月の給与時に支給。

### ～その他～

- ・ 上記①及び②の介護福祉士・介護職員に対して「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を算定し「月額35,000円～27,000円程度」の賃金改善を、合わせて実施します。
- ・ 全職種職員(パート職員除く)に対して「介護職員処遇改善支援交付金」の交付を受け「月額4,900円～3,500円程度」の賃金改善を、合わせて実施します。

※ 上記の賃金改善を、2022(R04)年7月～2023(R05)年6月分給与にて実施します。

(「介護職員処遇改善支援交付金」は、2022(R04)年5月～12月分給与、その後は国の政策により対応を検討します。)

### ● 職場環境等の改善目標

#### 入職促進に向けた取組

= 幅広い採用の仕組みに取り組めます。

#### 資質向上への支援

= 資質向上を目的とした研修へ参加する職員に対し、勤務調整等の支援をします。

#### 多様な働き方の推進

= 育児・介護等の両立を目指す職員に対して、勤務調整等の支援をします。

(2022.04.01)